



# 市老連だより 1

令和3年4月9日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤静男

通所系サービス事業所でのコロナ予防接種、職員の業務は報酬算定可

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

---

厚生労働省は5日、高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を通所系サービス事業所など医療機関以外で実施する場合の対応について、都道府県などに事務連絡しました。通所系サービス事業所での接種の際の事業所職員による誘導や支援などの業務を特例として、介護保険サービスとして扱うことを認めます。訪問介護などのサービスを利用した接種会場への送迎についてもQ & A方式で示しています。

通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護（以下、通所系サービス）の各事業所で行われる予防接種は、通常、保険外サービスとして扱われます。

その場合には、▽保険外サービスに関する取り決めについて、保険給付の対象となる通所系サービスとは区別して利用者への説明を行い、同意を得る▽契約の締結前後に担当ケアマネジャーにサービス内容を報告し、ケアマネジャーは必要に応じて保険外サービスに関する情報を居宅サービス計画（ケアプラン）に記載する▽通所系サービスの提供時間には、保険外サービスの提供時間を含めず、その前後に実施した通所系サービスの提供時間を合算し、1回のサービスの提供として取り扱う一などの制約があります。

しかし、新型コロナウイルスワクチンに関しては、迅速な対応が必要な上、「多くの利用者が接種することが考えられ、当該事業所の職員においても、接種前後の誘導や支援、見守り等多くの業務が発生することが考えられる」ことなどから、今回は特例として、接種に伴い発生する業務を「介護保険サービスとして提供されているものとし、予め居宅サービス計画に位置付けられた提供時間内で介護報酬を算定すること

として差し支えない」との見解を示しました。

ただし、対応に必要な経費に対して、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とした委託費が市町村から支払われている場合は、従来の運用通り、予防接種に伴う対応は保険外サービスとして扱われます(ケアプランへの記載は特例として不要)。

また、上記のいずれの場合であっても、利用者の自宅と事業所間の送迎を行った場合は、送迎減算を適用しないこととして「差し支えない」としています(送迎は介護保険サービスとして扱われる)。

◆医療機関以外の接種会場への移動、訪問介護でも報酬算定可

同事務連絡ではこのほかに、接種会場への送迎についての取り扱いも示しています。

通所系サービス事業所がサービス提供中に接種会場との間の送迎を行う場合は、従来通り保険外サービスとして扱います(ケアプランへの記載は不要)。

また、ワクチン接種を医療機関以外の会場で行う際に、訪問介護事業所の訪問介護員などが車で送迎する場合は、通院等乗降介助が利用できること、公共交通機関を利用して外出介助を行った場合には「身体介護」(所要時間に応じた介護報酬)を算定できることなども明示しています。(介護予防)小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の訪問サービスを使った外出介護も同様に認められます。

詳細資料については、下記からご確認ください。

[介護保険最新情報 vol963 \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センター 311  
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612  
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp